

常任委員会

Q & A

総務委員会

開会日 7月9日(火)・12日(金)
案件 議案14件・報告10件等

●豊島区手数料条例(一部改正)

宅地造成等規制法が改正された背景は。

令和3年の熱海市における大雨による盛土の崩落、土砂流の発生が法改正に至った大きな要因。

●豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(一部改正)

今後、子どもの権利擁護委員の活動量が増えていく場合、報酬額を改定していくのか、委員の数を増やして1人当たりの負担を軽減していくのか、どういった方向性を持っているか。

区としては相談対応の状況や、子どもの権利に関する普及啓発に取り組む中で、しっかりと検討していきたい。

●豊島区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例(一部改正)

今後、主に若い方々を危険薬物から守っていく視点で、この法改正を契機に、区としてどういった対応をしていくのか。

大麻は、所持だけでなく使用も処罰されることとなった。大麻は厳しく取り締まられるようになったという印象づける広報啓発を行っていききたい。

●令和6年度豊島区一般会計補正予算(第4号)

小児インフルエンザワクチン接種助成の運用方法は。

区から対象者に配送された接種予診票を、接種される方が医療機関に提出し、差額を窓口で支払う。

健康危機管理等事業経費の医療従事者に対するシステムとは、具体的にどういった範囲でどこに導入するのか。

医療従事者は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会から医療救護所などに来ていただく方々である。区が導入し、医療従事者の安否の確認と参集状況の把握をするものである。

エデュケーション・アシスタントとは、どういう背景を持った方々が担当なのか。

担任を補助する副担任のような役割になる。特に教員免許等は求めず、子どもたちに寄り添い、親切、丁寧な対応ができる方、児童生徒、保護者、教員等と円滑なコミュニケーションが取れる方等を募集する。

区民厚生委員会

開会日 7月9日(火)
案件 議案3件・陳情2件・報告5件等

●豊島区地域包括支援センターの運営及び職員に係る基準に関する条例(一部改正)

改正による本区への効果は。

地域包括支援センターにおける常勤換算方法の追加については、今後の採用状況や職員の増高によって、非常勤職員を配置する等、柔軟に対応できる可能性がある。

常勤換算方法はどの場合に適用する可能性があるのか。
常勤職員が育児休暇や病気休暇等を取った際に代替職員として正規職員の配置が難しい場合等が考えられる。

勤務時間帯ごとの職員のばらつきが発生する可能性についての考えは。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の常勤職員が揃っていることが基本であり、運営に支障がないよう、運営協議会でも協議していく。

●令和6年度豊島区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

マイナ保険証に移行するためにシステム改修が必要とのことだが内容は。

医療機関で負担割合が正しく表示されるかをチェックする機能、マイナ保険証の利用を解除する機能、10月に加入者情報更新するための機能、12月2日以降にマイナ保険証を持っていない人に資格情報のお知らせを発行するための機能、マイナ保険証を持つていない人に資格確認書が発行するための機能、の5つの機能が追加される。

マイナ保険証導入に係るコールセンターの設置期間は。

10月末頃から1月まで、3か月程度の設置を予定。

●障害児の日常生活用具給付事業の所得制限撤廃等について

今回の所得制限撤廃のきっかけは。

国において子どもの補装具の所得制限が撤廃になったことや、他自治体の状況等も鑑みて、区の所得制限撤廃に至った。具体的にはどういったものが対象になるか。点字のタイプライターや音

声式の血圧計、吸入器、特殊寝台など、障害児の日常生活をより便利にするようなものが対象となる。

都市整備委員会

開会日 7月10日(水)
案件 議案1件・陳情1件・報告3件等

●特別区道路線の廃止について

東池袋一丁目地区第一種市街地再開発の施行に伴うものだが、減少する区道の対価として受領する補償金の額は。

財産価格審議会において14億1千万円と示されている。

区道が廃止されたあとの市街地再開発のスケジューリングは。

7月5日に都から権利変換計画の認可が下りており、今後解体工事などに着手する。事業計画による建築工事期間としては、7年2月着工、10年6月竣工となっている。

受領する補償金は基金に積み立てられるが、基金の目的は。また、積み立てた後どのように流用するのか。

スケジューリングの異なる複数の開発事業タイムラグを埋めるため、クルドサクヤ池袋東西連絡通路などの整備に合わせて拠出していく。

●法の趣旨にかなった再開発事業の制度運用に向け国に対する意見書提出の陳情

区では、民間施行者からの事業申請を認可庁に取り次ぐ際、事業計画について確認をしているか。

都市計画との整合性の観点や補助金を出している立場から、一定の確認をしている。

合、再開発事業から撤退することとはどの段階まで可能か。
都市計画決定や組合設立認可のタイミングが考えられる。権利変換計画の認可を経ると、解体などに着手していく段階となり、撤退は困難であると考えられる。

今後、再開発事業において、倫理的な部分も含めたコンプライアンスを考えるのか、区の見解は。

上位計画に基づき都市計画を決定し、事業やまちづくりを大きな視点で進めていくことが区の役割と認識している。

●池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業の都市計画手続きについて

計画のまとまる時期は。

7年度末頃を想定している。建物全体の工期は。

8年度に着工し、9年度末頃の完成を想定している。

子ども文教委員会

開会日 7月10日(水)
案件 議案4件・陳情1件・報告12件等

●としま区民センター条例(一部改正)

どのような改修により、一階エントランスホールの一部が貸出し利用可能になったのか。

地下一階の扉を不燃性に替え、スタジオ・和室の扉のドアクローザーを交換。煙が室外に流れるのを抑える効果がある。

エントランスホールの一部を展示ギャラリーや物販利用限定の貸出エリアとした考えは。賑わいの創出が第一目的。利用者の声などを総合的に判断して、運用を検討していく。

●豊島区立体体育施設の指定管理者の指定について

10月に千早スポーツフィールドがオープンを迎えるということ、指定管理者は非公募であるが募集期間を1か月強設けているのはなぜか。

書類審査やプレゼンテーションの準備期間として設定。

審査委員会の構成は。

専門性を活かして案件ごとに審査員を割り振る。様々な分野を多角的に見られる形で審査しているわけではないが、区民の平等・公平な利用の確保についてはどこを採点しているか。

例えば高齢者や障がい者などへの配慮など、施設の平等・公正な利用の確保を事業者の提案のなかに求めている。

●としま出産サポートクーポンの配付について

クーポン配付時に利用する子育てメールは、利用していない方がどの程度いるか。

登録率は5月末時点で84.59%。未登録の方へは勧奨通知を送送。

電子クーポンが利用できる人はどうするのか。

オンラインの使用ができない場合を想定して事業者へ対応を依頼している。

子どもつながる定期預かり事業について
利用人数は。
上半期は140人。今後、未就園児の数を見据えながら事業を構築していく。
今年度より制度の利用上限を変更した理由は。
昨年度は申込時の倍率が2倍、利用回数は月4回想定のもので2、3回の実績。多くの方に利用してもらうための変更。